

議案第46号

北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、
期末手当及び勤勉手当に関する規則及び北九州市立の小学校、中
学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁
償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及
び勤勉手当に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の
第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規
則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月26日提出

北九州市教育委員会

教育長 太田 清 治

提案理由 パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について、常
勤職員との均衡を図るため、関係規定を改める必要があるため、この議案を
提出する。

北九州市教育委員会第 1 号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤労手当に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第 1 号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤労手当に関する規則の一部改正について

I 改正理由

常勤職員の通勤手当について、支給限度額の引上げ並びに自動車等を使用する職員に係る手当額の改定及び駐車場料金を支給する等のため、北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例（平成 28 年北九州市条例第 57 号。以下「条例」という。）等の一部改正を令和 7 年 12 月定例会で行った。

パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について、常勤職員の通勤手当との均衡を踏まえた制度としていることから、当該条例改正に伴い、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償について改正するため、関係規定を改めるもの。

II 改正内容

1 北九州市教育委員会第 1 号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤労手当に関する規則の一部改正

(1) 通勤に係る費用弁償に関する改正

ア 通勤に係る費用弁償の支給限度額の改正（第 15 条第 1 項第 2 号・第 4 号、第 3 項関係）
常勤職員の通勤手当に係る支給限度額の改正を踏まえ、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の支給限度額を改正する。

※ 支給限度額は交通機関利用者に係る額、自動車等使用者に係る額及び駐車場等の額の合計額を 15 万円とする

イ 自動車等を使用する職員に係る費用弁償の日額の改正（第 15 条第 1 項第 3 号関係）
常勤職員の通勤手当に係る自動車等に係る手当の改正（距離区分の新設）を踏まえ、パートタイム会計年度任用職員に係る自動車等に係る費用弁償の日額を改正する。

※ 第 15 条第 3 号の規定は、自動車等を使用する職員に係る費用弁償の日額を定めている（常勤職員の自動車等を使用する職員に係る通勤手当の額 ÷ 21 日分）

ウ 駐車場等に係る費用弁償の規定の新設（第 15 条第 2 項関係）

常勤職員の通勤手当に係る駐車場等に係る手当の新設を踏まえ、パートタイム会計年度任用職員に係る駐車場等に係る費用弁償に関する規定を新設するもの。

2 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第 1 号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤労手当に関する規則の一部改正

ア 通勤に係る費用弁償の支給限度額の改正（第 15 条第 1 項第 2 号・第 4 号、第 3 項関係）
常勤職員の通勤手当に係る支給限度額の改正を踏まえ、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の支給限度額を改正する。

※ 支給限度額は交通機関利用者に係る額、自動車等使用者に係る額及び駐車場等の額の合計額を 15 万円とする

イ 自動車等を使用する職員に係る費用弁償の日額の改正（第15条第1項第3号関係）
常勤職員の通勤手当に係る自動車等に係る手当の改正（距離区分の新設）を踏まえ、パートタイム会計年度任用職員に係る自動車等に係る費用弁償の日額を改正する。

※ 第15条第3号の規定は、自動車等を使用する職員に係る費用弁償の日額を定めている（常勤職員の自動車等を使用する職員に係る通勤手当の額÷21日分）

ウ 駐車場等に係る費用弁償の規定の新設（第15条第2項関係）

常勤職員の通勤手当に係る駐車場等に係る手当の新設を踏まえ、パートタイム会計年度任用職員に係る駐車場等に係る費用弁償に関する規定を新設するもの。

Ⅲ 施行期日

令和8年4月1日（常勤職員の通勤手当の改正に係る施行日と同じ）

※ パートタイム会計年度任用職員は支給単位期間を1箇月とするため、支給限度額の引上げに係る経過措置なし

北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

北九州市教育委員会
教育長 太田清治

北九州市教育委員会規則第 号

北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則及び北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市教育委員会第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「適用を受ける職員」を「適用を受ける条例に規定する第2号会計年度任用職員」に、「同条第5項」を「同条第8項」に改め、同条第2号中「とし、当該運賃等相当額が5万5,000円を超えるときは5万5,000円」を削り、同条第3号ス中「以上」の次に「65キロメートル未満」を加え、同号に次のように加える。

- セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 2,010円
- ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 2,180円
- タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 2,350円
- チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 2,510円
- ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 2,680円
- テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 2,840円
- ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満であ

る職員 3, 000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 3, 170円
第15条第4号ア中「(運賃等相当額及び月の初日からその月の末日までの勤務1日につき前号に定める額を乗じて得た額の合計額が5万5, 000円を超えるときは、5万5, 000円)」を削り、同号イ中「前号に定める額」の次に「(次項に規定する自動車のための施設等で教育委員会が別に定めるものを利用し、その料金を負担するもの(次号において「駐車場等利用職員」という。))にあっては、その額に次項に規定する駐車場料金等相当額を加算した額)」を加え、同号ウ中「前号に定める額」の次に「(駐車場等利用職員にあっては、その額に次項に規定する駐車場料金等相当額を加算した額)」を加え、同条に次の2項を加える。

2 前項第3号又は第4号ア若しくはウに掲げる職員のうち、自動車の駐車のための施設等で教育委員会が別に定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とするものは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額(その額が5, 000円を超える場合にあっては、5, 000円。次項において「駐車場料金等相当額」という。)を前項の額に加えるものとする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額(その額が5, 000円を超える場合にあっては、5, 000円。)(以下「駐車場等料金」という。)を21で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に月の初日からその月の末日までに勤務した日の日数(以下「月の実勤務日数」という。)を乗じて得た額(その額が駐車場等料金を超える場合にあっては、駐車場等料金の額)

イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金をそのわたる月の数で除して得た額(その額が5, 000円を超える場合にあっては、5, 000円。)(以下「1箇月当たりの駐車場等料金」という。)を21で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に月の実勤務日数を乗じて得た額(その額が1箇月当たりの駐車場等料金を超える場合にあっては、1箇月当たりの駐車場等料金の額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 教育委員会が別に定める額

(2) 2以上の駐車場を利用する場合 それぞれの駐車場等について
前号アからウまでに定める額を合計した額

3 第1項第2号に定める額、第1項第3号に定める額及び駐車場料金
等相当額の合計額が15万円を超える職員の条例第7条第4項の任命権
者が定める額は、前2項の規定にかかわらず、15万円とする。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員
の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用
職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則（令和2年北九
州市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「適用を受ける職員」を「適用を受ける条例に規定する
第2号会計年度任用職員」に、「同条第5項」を「同条第8項」に改め、同
条第2号中「とし、当該運賃等相当額が5万5,000円を超えるときは5
万5,000円」を削り、同条第3号ス中「以上」の次に「65キロメー
トル未満」を加え、同号に次のように加える。

セ 使用距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である
職員 2,010円

ソ 使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である
職員 2,180円

タ 使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である
職員 2,350円

チ 使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である
職員 2,510円

ツ 使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である
職員 2,680円

テ 使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である
職員 2,840円

ト 使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満であ
る職員 3,000円

ナ 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 3,170円

第15条第4号ア中「（運賃等相当額及び月の初日からその月の末日まで
の勤務1日につき前号に定める額を乗じて得た額の合計額が5万5,000
円を超えるときは、5万5,000円）」を削り、同号イ中「前号に定める
額」の次に「（次項に規定する自動車のための施設等で教育委員会が別に定
めるものを利用し、その料金を負担するもの（次号において「駐車場等利用

職員」という。) にあっては、その額に次項に規定する駐車場料金等相当額を加算した額)」を加え、同号ウ中「前号に定める額」の次に「(駐車場等利用職員にあっては、その額に次項に規定する駐車場料金等相当額を加算した額)」を加え、同条に次の2項を加える。

2 前項第3号又は第4号ア若しくはウに掲げる職員のうち、自動車の駐車のための施設等で教育委員会が別に定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とするものは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額(その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円。次項において「駐車場料金等相当額」という。)を前項の額に加えるものとする。

(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額(その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円。)(以下「駐車場等料金」という。)を21で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に月の初日からその月の末日までに勤務した日の日数(以下「月の実勤務日数」という。)を乗じて得た額(その額が駐車場等料金を超える場合にあっては、駐車場等料金の額)

イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金をそのわたる月の数で除して得た額(その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円。)(以下「1箇月当たりの駐車場等料金」という。)を21で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に月の実勤務日数を乗じて得た額(その額が1箇月当たりの駐車場等料金を超える場合にあっては、1箇月当たりの駐車場等料金の額)

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 教育委員会が別に定める額

(2) 2以上の駐車場を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

3 第1項第2号に定める額、第1項第3号に定める額及び駐車場料金等相当額の合計額が15万円を超える職員の条例第7条第4項の任命権者が定める額は、前2項の規定にかかわらず、15万円とする。

付 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

新	旧
<p>第15条 条例第7条第4項の任命権者が定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1週間当たりの勤務日数が5日以上の職員（月の初日からその月の末日まで引き続いて任用される者に限る。） 給与条例第15条の規定の適用を受ける職員の例に規定する第2号会計年度任用職員の例による額（ただし、当該例による場合における支給単位期間は、1箇月とする。）</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員で前条第1号に掲げるもの月の初日からその月の末日までの勤務した日の日数に当該勤務1日の通勤に要する運賃等相額を乗じて得た額（その額が前号に定める額（以下この条において「運賃等相額」という。）を超える場合は当該運賃等相当額とする。）</p> <p>(3) 第1号に掲げる職員以外の職員で前条第2号に掲げるもの月の初日からその月の末日までの勤務した日の日数に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額を乗じて得た額</p> <p>ア～シ 略</p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上6.5キロメートル未満である職員</p> <p>1, 850円</p> <p>セ <u>使用距離が片道70キロメートル以上7.5キロメートル未満である職員</u></p> <p>2, 010円</p> <p>ソ <u>使用距離が片道70キロメートル以上7.5キロメートル未満である職員</u></p>	<p>第15条 条例第7条第4項の任命権者が定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1週間当たりの勤務日数が5日以上の職員（月の初日からその月の末日まで引き続いて任用される者に限る。） 給与条例第15条の規定の適用を受ける職員の例による額（ただし、当該例による場合における同条第5項に規定する支給単位期間は、1箇月とする。）</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員で前条第1号に掲げるもの月の初日からその月の末日までの勤務した日の日数に当該勤務1日の通勤に要する運賃等相額を乗じて得た額（その額が前号に定める額（以下この条において「運賃等相額」という。）を超える場合は当該運賃等相当額とし、当該運賃等相当額が5万5,000円を超えるときは5万5,000円とする。）</p> <p>(3) 第1号に掲げる職員以外の職員で前条第2号に掲げるもの月の初日からその月の末日までの勤務した日の日数に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額を乗じて得た額</p> <p>ア～シ 略</p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 1, 850円</p>

新	旧
<p>2, <u>180円</u></p> <p>タ 使用距離が片道7.5キロメートル以上8.0キロメートル未満である職員</p> <p>2, <u>350円</u></p> <p>チ 使用距離が片道8.0キロメートル以上8.5キロメートル未満である職員</p> <p>2, <u>510円</u></p> <p>ツ 使用距離が片道8.5キロメートル以上9.0キロメートル未満である職員</p> <p>2, <u>680円</u></p> <p>テ 使用距離が片道9.0キロメートル以上9.5キロメートル未満である職員</p> <p>2, <u>840円</u></p> <p>ト 使用距離が片道9.5キロメートル以上10.0キロメートル未満である職員</p> <p>3, <u>000円</u></p> <p>ト 使用距離が片道10.0キロメートル以上である職員 3, <u>170円</u></p> <p>(4) 第1号に掲げる職員以外の職員で前条第3号に掲げるもの 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 前条第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道1キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道1キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前2号に定める額</p>	<p>(4) 第1号に掲げる職員以外の職員で前条第3号に掲げるもの 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 前条第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道1キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道1キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前2号に定める額（運賃</p>

新	旧
<p>イ 前条第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が前号に定める額（次項に規定する自動車のための施設等で教育委員会が別に定めるものを利用し、その料金を負担するもの（次号において「駐車場等利用職員」という。）にあっては、その額に次項に規定する駐車場料金等相当額を加算した額）以上である職員（アに掲げる職員を除く。） 第2号に定める額</p> <p>ウ 前条第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が前号に定める額（駐車場等利用職員にあっては、その額に次項に規定する駐車場料金等相当額を加算した額）未満である職員（アに掲げる職員を除く。） 同号に定める額</p> <p>2 前項第3号又は第4号ア若しくはウに掲げる職員のうち、自動車の駐車のための施設等で教育委員会が別に定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とするものは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額（その額が5,000円を超える場合においては、5,000円。次項において「駐車場料金等相当額」という。）を前項の額に加えるものとする。</p> <p>(1) 1の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額（その額が5,000円を超える場合においては、5,000円。）（以下「駐車場等料金」という。）を21で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）に月の初日からその月の末日までに</p>	<p>等相当額及び月の初日からその月の末日までの勤務1日につき前号に定める額を乗じて得た額の合計額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円)</p> <p>イ 前条第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が前号に定める額以上である職員（アに掲げる職員を除く。） 第2号に定める額</p> <p>ウ 前条第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額が前号に定める額未満である職員（アに掲げる職員を除く。） 同号に定める額</p>

新	旧
<p>勤務した日の日数（以下「月の実勤務日数」という。）を乗じて得た額（その額が駐車場等料金を超える場合にあつては、駐車場等料金の額）</p> <p>イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金をそのわたる月の数で除して得た額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円。）（以下「1箇月当たりの駐車場等料金」という。）を21で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）に月の実勤務日数を乗じて得た額（その額が1箇月当たりの駐車場等料金を超える場合にあつては、1箇月当たりの駐車場等料金の額）</p> <p>ウ ア及びビに掲げる場合以外の場合 教育委員会が別に定める額</p> <p>(2) 2以上の駐車場を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額</p> <p>3 第1項第2号に定める額、第1項第3号に定める額及び駐車場料金等相当額の合計額が15万円を超える職員の条例第7条第4項の任命権者が定める額は、前2項の規定にかかわらず、15万円とする。</p>	

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の第1号会計年度任用職員の報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当に関する規則新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>第15条 条例第7条第4項の任命権者が定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1週間当たりの勤務日数が5日以上の職員（月の初日からその月の末日まで引き続いて任用される者に限る。） 教職員給与条例第22条の規定の適用を受ける<u>条例に規定する第2号会計年度任用職員</u>の例による額（ただし、当該例による場合における同条第8項に規定する支給単位期間は、1箇月とする。）</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員で前条第1号に掲げるもの 月の初日からその月の末日までの勤務した日の日数に当該勤務1日の通勤に要する運賃等の額を乗じて得た額（その額が前号に定める額（以下この条において「<u>運賃等相当額</u>」という。）を超える場合は当該運賃等相当額とする。）</p> <p>(3) 第1号に掲げる職員以外の職員で前条第2号に掲げるもの 月の初日からその月の末日までの勤務した日の日数に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額を乗じて得た額</p> <p>ア～シ 略</p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 1, 850円</p> <p>セ <u>使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員</u> <u>2, 010円</u></p>	<p>第15条 条例第7条第4項の任命権者が定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1週間当たりの勤務日数が5日以上の職員（月の初日からその月の末日まで引き続いて任用される者に限る。） 教職員給与条例第22条の規定の適用を受ける<u>教職員の例</u>による額（ただし、当該例による場合における同条第5項に規定する支給単位期間は、1箇月とする。）</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員で前条第1号に掲げるもの 月の初日からその月の末日までの勤務した日の日数に当該勤務1日の通勤に要する運賃等の額を乗じて得た額（その額が前号に定める額（以下この条において「<u>運賃等相当額</u>」という。）を超える場合は当該運賃等相当額とし、当該運賃等相当額が<u>5万5, 000円</u>を超えるときは<u>5万5, 000円</u>とする。）</p> <p>(3) 第1号に掲げる職員以外の職員で前条第2号に掲げるもの 月の初日からその月の末日までの勤務した日の日数に次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額を乗じて得た額</p> <p>ア～シ 略</p> <p>ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 1, 850円</p>

新	旧
<p>ノ <u>使用距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員</u> <u>2, 180円</u></p> <p>タ <u>使用距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員</u> <u>2, 350円</u></p> <p>チ <u>使用距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員</u> <u>2, 510円</u></p> <p>ツ <u>使用距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員</u> <u>2, 680円</u></p> <p>テ <u>使用距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員</u> <u>2, 840円</u></p> <p>ト <u>使用距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員</u> <u>3, 000円</u></p> <p>ト 使用距離が片道100キロメートル以上である職員 3, 170円</p> <p>(4) 第1号に掲げる職員以外の職員で前条第3号に掲げるもの 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 前条第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道1キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道1キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 前2号に定める額</p>	<p>(4) 第1号に掲げる職員以外の職員で前条第3号に掲げるもの 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 前条第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道1キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道1キロメートル未満であるが自動車等を使用</p>

新	旧
<p>イ 前条第3号に掲げる職員のうち、<u>運賃等相当額が前号に定める額</u>（次項に規定する自動車のための施設等で教育委員会が別に定めるものを利用し、その料金を負担するもの（次号において「<u>駐車場等利用職員</u>」という。））にあっては、その額に次項に規定する<u>駐車場料金等相当額を加算した額</u>以上である職員（アに掲げる職員を除く。） 第2号に定める額</p> <p>ウ 前条第3号に掲げる職員のうち、<u>運賃等相当額が前号に定める額</u>（<u>駐車場等利用職員</u>にあっては、その額に次項に規定する<u>駐車場料金等相当額を加算した額</u>）未満である職員（アに掲げる職員を除く。） 同号に定める額</p> <p>2. 前項第3号又は第4号ア若しくはウに掲げる職員のうち、<u>自動車の駐車のための施設等で教育委員会が別に定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とするものは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u>（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円。次項において「<u>駐車場料金等相当額</u>」という。）を前項の額に加えるものとする。</p> <p>（1） 1の<u>駐車場等</u>を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア 月を単位として<u>駐車場の料金が定められている場合</u> 当該料金の額（その額が5,000円を超える場合にあつては、5,000円。）（以下「<u>駐車場等料金</u>」という。）を2.1で除して得た額（その額に1円未満の端数が</p>	<p>しなれば通勤することが著しく困難である職員 前2号に定める額（<u>運賃等相当額及び月の初日からその月の末日までの勤務1日につき前号に定める額を乗じて得た額の合計額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円</u>）</p> <p>イ 前条第3号に掲げる職員のうち、<u>運賃等相当額が前号に定める額以上である職員</u>（アに掲げる職員を除く。） 第2号に定める額</p> <p>ウ 前条第3号に掲げる職員のうち、<u>運賃等相当額が前号に定める額未満である職員</u>（アに掲げる職員を除く。） 同号に定める額</p>

新	旧
<p>あるときは、その端数を切り上げた額)に月の初日からその月の末日までに勤務した日の日数(以下「月の実勤務日数」という。)を乗じて得た額(その額が駐車場等料金を超える場合)については、<u>駐車場等料金の額</u></p> <p>イ <u>駐車場の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)</u>が</p> <p>2以上の月にわたる場合 <u>当該料金をそのわたる月の数で除して得た額(その額が5,000円を超える場合)は、5,000円。</u>(以下「1箇月当たりの駐車場等料金」という。)を21で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に月の実勤務日数を乗じて得た額(その額が1箇月当たりの駐車場等料金を超える場合)は、<u>1箇月当たりの駐車場等料金の額</u></p> <p>ウ <u>ア及びビに掲げる場合以外の場合 教育委員会が別に定める額</u></p> <p>(2) <u>2以上の駐車場を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額</u></p> <p>3 <u>第1項第2号に定める額、第1項第3号に定める額及び駐車場料金等相当額の合計額が15万円を超える職員の条例第7条第4項の任命権者が定める額は、前2項の規定にかかわらず、15万円とする。</u></p>	

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の
給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案理由

本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮して給料表の改定等を行うことから、これらに係る関係規定を改めるもの。

2 改正内容

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例
(平成28年北九州市条例第57号)

ア 給料表の改定(別表第1～第3関係)

教職員の給与を平均3.03%引き上げるため、給料表を改定する。

イ 通勤手当の改正(第22条関係)

(ア) 自動車等通勤者に係る手当額の規定に係る改正(第2項関係)

使用距離が「片道10km以上15km未満」から「片道60km以上」までの区分に係る手当額を200円～7,100円引上げる改正を実施する。

(イ) 本市以外の勤務公署への派遣教職員に係る特急料金等の支給に係る規定の新設

本市以外の勤務公署へ派遣される教職員に対して新幹線利用に係る料金及び特急料金を支給する規定を新設する。

(ウ) 駐車場利用に係る手当の新設

自動車通勤者(交通機関等との併用者を含む)のうち、駐車場を契約している者に対して月額5,000円の範囲内で当該駐車場利用に係る料金に相当する額を支給する規定を新設する。

(エ) 支給限度額の引上げ

月額5万5,000円を上限としている支給限度額を月額15万円に引上げた上で、交通機関等の運賃相当額、自動車等通勤者に係る手当額、特急料金等相当額及び駐車場料金等相当額の合計額を支給限度額の範囲内で支給することとする規定を新設する

※現在、第22条第2項第1号及び第3号で支給限度額を規定しているが、特急料金等相当額の支給に係る規定の新設に伴い、国の規定に合わせる改正を実施するもの

(オ) 自動車等通勤者に係る手当額の規定に係る改正(第2項関係)

北九州市職員の給与に関する条例が適用される職員について、自動車等通勤者に係る手当額を人事委員会規則で規定することとする改正を予定することから、当該人事委員会規則の例によるとされている教職員の規定を同様に改正する。

ウ 宿日直手当の改定（第29条関係）

宿日直業務を行う教職員に対して支給する宿日直手当の限度額を改定する。

※給料表の改定に伴い、年末年始以外の勤務に係る手当額は5,300円から5,400円へ、年末年始の勤務に係る手当額は7,900円から8,100円へ、小学校、中学校及び特別支援学校の教育職員が児童又は生徒の生活指導等のために行う勤務に係る手当額は7,400円から7,700円へと改定するもの

エ 地域手当の改正（付則第29項関係）

地域手当の支給割合に係る経過措置（当分の間3%）を令和8年3月31日をもって終了する。

オ 勤勉手当の改正（第35条関係）

・勤勉手当の額の算定方法の改正（第2項関係）

成績率の拡大に伴い、勤勉手当の額の算定方法を改正する。

※成績率の拡大に伴い、国の取扱いに準じた改正を行うもの

本市（現行）：基礎額 × 支給割合（月数） × 成績率（勤務成績に応じた割合）

国：基礎額 × 成績率（支給割合（月数） + 勤務成績に応じた割合）

・勤勉手当基礎額の算定方法の改正（第3項関係）

成績率の拡大に伴い、勤勉手当基礎額の算定において扶養手当を除外する。

3 施行期日

(1) ア、イ（ア）、ウ

規則で定める日（令和7年4月1日適用）

※ 令和7年12月分の例月給与については、改定前の給料月額等により支給する。給料表の改定に係る施行期日については、12月の例月給与の支給日後かつ差額支給日（12月25日予定）以前とする必要があるため、「規則で定める日」とするもの。

今年度は、令和7年12月23日を予定。

(2) エ

公布の日

(3) イ（イ）～（オ）、オ

令和8年4月1日

4 経過措置等

次の事項を付則で規定する。

- ・適用日から条例の施行日の前日までの間における異動者の号給の調整
- ・適用日前の異動者の号給の調整
- ・施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整
- ・改正前の規定に基づき支給された給与は改正後の規定に基づき支給される給与の内払とみなすこと
- ・勤勉手当の改正に係る経過措置を設ける
- ・その他条例の施行に関して必要な事項は教育委員会が別に定めること